

代表者の交代のため

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
未定小売業者が決定したため

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成26年11月17日から平成27年3月17日まで。
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年3月17日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第572号
平成26年11月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。
なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成26年11月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	

汚水及び雨水を排除	安佐南区	八木五丁目、緑井一丁目及び沼田町大字伴の各一部	分流式
	佐伯区	五日市町大字上河内、坪井二丁目、五日市中央二丁目及び五日市四丁目の各一部	
汚水を排除	西区	己斐西町の一部	
	安佐南区	緑井八丁目、東野三丁目、古市一丁目、祇園六丁目、山本六丁目及び山本八丁目の各一部	
	安佐北区	小河原町、大林四丁目、三入南二丁目及び亀山七丁目の各一部	
	安芸区	瀬野五丁目、矢野東四丁目、上瀬野南一丁目及び畑賀町の各一部	
佐伯区	五日市町大字下河内及び五日市町大字上小深川の各一部		

広島市告示第573号

平成26年11月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成26年11月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
西区	己斐西町の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	八木五丁目、緑井一丁目、緑井八丁目、東野三丁目、古市一丁目、祇園六丁目、山本六丁目、山本八丁目及び沼田町大字伴の各一部	
安佐北区	小河原町、大林四丁目、三入南二丁目及び亀山七丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字上河内、五日市町大字下河内、五日市町大字上小深川、坪井二丁目、五日市中央二丁目及び五日市四丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	瀬野五丁目、矢野東四丁目、上瀬野南一丁目及び畑賀町の各一部	

広島市告示第574号

平成26年11月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
平成26年11月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字井原の一部	井原高南農業集落排水処理施設
安佐北区白木町大字三田の一部	下三田農業集落排水処理施設

広島市告示第575号

平成26年11月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する取納金の取納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成26年11月25日
- 4 委任期間
平成26年11月25日から平成27年2月26日まで

別紙

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	函館競輪場	中村 謙三	H26. 11. 25 ~ H27. 2. 26
競輪事務局	いわき平競輪場	鹿野 康夫	
競輪事務局	サテライト大和	太田 裕人	
競輪事務局	サテライトかしま	久保木 隆広	
競輪事務局	サテライトあだたら	根本 茂信	
競輪事務局	弥彦競輪場	熊木 克也	
競輪事務局	サテライト会津	本多 正	
競輪事務局	サテライト新潟	水澤 正一	
競輪事務局	サテライト阿賀野	斎藤 雄希	
競輪事務局	前橋競輪場	中林 靖夫	
競輪事務局	取手競輪場	酒井 郁夫	

競輪事務局	サテライトしおさい鹿島	石川 悟
競輪事務局	宇都宮競輪場	夏葉 恭弘
競輪事務局	大宮競輪場	齋田 克巳
競輪事務局	ラ・ビスタ新橋	齊藤 憲悟
競輪事務局	立川競輪場	久保 義彦
競輪事務局	サテライト中越	福家 賢三
競輪事務局	サテライト双葉	大野 孝之
競輪事務局	松戸競輪場	赤坂 久郎
競輪事務局	サテライト船橋	廣瀬 英樹
競輪事務局	千葉競輪場	大堀 嘉昭
競輪事務局	サテライト成田	齋藤 敬一
競輪事務局	サテライト市原	湯沢 秀臣
競輪事務局	サテライト鴨川	井上 馨
競輪事務局	サテライト水戸	生田目 好
競輪事務局	川崎競輪場	大石 陳郎
競輪事務局	平塚競輪場	天利 和彦
競輪事務局	伊東温泉競輪場	富士 一成
競輪事務局	静岡競輪場	川口 英紀
競輪事務局	一宮競輪場	苅谷 素宏
競輪事務局	岐阜競輪場	青木 俊仁
競輪事務局	大垣競輪場	高橋 武
競輪事務局	豊橋競輪場	荒川 克己
競輪事務局	富山競輪場	黒田 光晴
競輪事務局	四日市競輪場	石田 康郎
競輪事務局	福井競輪場	南 裕之
競輪事務局	岸和田競輪場	藤井 宗孝
競輪事務局	小倉競輪場	富高 正雄
競輪事務局	別府競輪場	伊藤 雅一

広島市告示第576号

平成26年11月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する取納金の取納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成26年11月29日
- 4 委任期間
平成26年11月29日から平成27年2月26日まで

別紙

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
------	------	----	------

競輪事務局	小松島競輪場	坂東 大介	H26. 11. 29 ~ H27. 2. 26
競輪事務局	サテライト札幌	村田 剛	
競輪事務局	サテライト石狩	野澤 和雄	
競輪事務局	サテライト男鹿	松村 めぐみ	
競輪事務局	青森競輪場	内山 儀彦	
競輪事務局	サテライト六戸	渡邊 和則	
競輪事務局	サテライト石鳥谷	小山 和紀	
競輪事務局	松阪競輪場	久保 秀朗	
競輪事務局	奈良競輪場	米田 憲司	
競輪事務局	京都向日町競輪場	岸本 勇雄	
競輪事務局	和歌山競輪場	西 正也	
競輪事務局	武雄競輪場	小田 修	
競輪事務局	サテライト宮崎	永尾 征也	
競輪事務局	サテライト三股	黒尾 聖洋	
競輪事務局	サテライトみぞべ	幸尾 大基	
競輪事務局	サテライト鹿児島	松尾 博文	

広島市告示第577号

平成26年11月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日
平成27年1月30日

4 委任期間
平成27年1月30日から同年2月26日まで

別紙

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H27. 1. 30 ~ H27. 2. 26
競輪事務局	サテライト笠岡	若松 秀敏	
競輪事務局	防府競輪場	小阪 一人	
競輪事務局	サテライト宇部	酒井 孝子	
競輪事務局	高松競輪場	櫻又 浩	
競輪事務局	サテライト徳島	増井 稔人	
競輪事務局	高知競輪場	川村 幸久	
競輪事務局	サテライト南国	木村 祐介	
競輪事務局	サテライト安田	武田 昌史	
競輪事務局	松山競輪場	沖廣 善久	
競輪事務局	サテライトこまつ	大原 文博	
競輪事務局	サテライト西予	内藤 雅英	

競輪事務局	サテライト横浜	石川 寿幸
競輪事務局	名古屋競輪場	藤田 吉克
競輪事務局	サテライト大阪	根来 慶悟
競輪事務局	久留米競輪場	豊福 浩二
競輪事務局	サテライト北九州	岡崎 明美
競輪事務局	サテライト中洲	石橋 克彦
競輪事務局	佐世保競輪場	松本 浩二
競輪事務局	熊本競輪場	山浦 英樹
競輪事務局	サテライト阿久根	山下 泉

広島市告示第578号

平成26年11月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人社団たくみ会 きむらクリ ニック	安芸ひまわり	広島県安芸郡海田町日の出町2番9号	平成26年11月30日	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示579号

平成26年11月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第580号

平成26年11月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成26年7月11日付で届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 広島駅南口Bブロック第一種市街地再開

発事業施設建築物

(2) 所在地 広島市南区松原町100番地

2 提出された意見の概要

(1) 交通関係

ア 交通渋滞の緩和

届出者より「検証の結果、店舗開設に伴う渋滞は発生しない」旨、説明があったが、現場の実態とは異なる印象を受けた。

特に「広島駅前」交差点から駅前大橋北詰に至る区間は、全ての店舗入場車両（広島東郵便局方面から右折し、駅前大橋手前より左折入場する車両、店舗北側の道路を東方面から左折し、駅前大橋手前を再左折する車両）が通るルートになっており、車両の滞留が懸念される区間である。加えてマンション住民や荷搬車両等、多くの施設利用車両が通る区間である。

これらの車両が道路を塞ぎ、バス、タクシー等の公共交通機関や、「駅前大橋南詰」交差点を左折し段原方面へ抜ける一般車両等、周囲の交通に影響が出ない様、適切な渋滞緩和対策が必要である。

また、駅前大橋北詰は、猿猴川沿いの道路を通り左折する退店車両と施設入場車両が輻輳するため、車両の滞留が懸念されると同時に「出会い頭」の接触事故に注意が必要なポイントでもあり、適切な対策が求められる。

イ 歩行者と自転車に対する、十分な安全配慮

届出者の検証通りに車両がスムーズに流れ、仮に周囲へ影響を及ぼすような渋滞が発生しないとしても、周囲を通行する歩行者と自転車の、安全面への懸念が残る。

特に、店舗南東側の車両出口に面する道路は、猿猴橋を渡り、南方面から来店する車両の入場ルート及び退店時に全車両が通行するルートとなっている。また、駐輪場の出入口とも隣接し、人、自転車、自動車が輻輳するポイントであり、特に安全に対する配慮が求められる。

届出者より「出口付近に誘導員をつけることで対応する」との説明を受けたが、適切な誘導に加え、一時停止ラインや注意喚起を促す標識の設置、見通しの確保等、自転車および歩行者の安全確保のための設置が必要である。

(2) その他（街並みづくり等）

ア 開店後の定期的な検証と実態に即した改善

店舗周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について、これまで十分な検証を重ねてきたとの説明を受けたが、今後、周辺地域の再開発に伴う環境変化等により、予測とは異なる結果になる事も考えられる。周囲の交通渋滞や不慮の事故等を惹き起こさないためにも、開店後も定期的な検証を行い、実態に即した対応を強く求める。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年11月26日から平成26年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第581号

平成26年11月26日

景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱を定めたので告示し、平成27年1月1日から施行します。

広島市長 松井 一 實

景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱（目的）

第1条 この要綱は、良好な都市景観の形成を図るため、市民、事業者、行政が、計画段階からその場の持つ景観上の特性や景観形成の方向性について理解し共通認識を持ち、景観法に基づく届出等に先立って行う事前協議について必要な事項を定めるものとする。

（美観形成基準）

第2条 この要綱に基づく建築物、工作物、開発行為等又は屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の美観形成の指針として定める基準（以下「美観形成基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 建築物、工作物及び開発行為等にあつては、広島市景観計画（平成26年広島市告示第386号）における景観計画重点地区（以下「景観計画重点地区」という。）又は同計画における一般区域（以下「一般区域」という。）ごとに定める景観形成の方針及び形態意匠の基準並びに別図第1又は第2に定める高さの基準（景観計画重点地区のうち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B地区及びC地区に限る。）及び縮景園周辺地区に限る。以下これらの地区を「高さの基準を有する地区」という。）
- (2) 屋外広告物又は掲出物件にあつては、景観計画重点地区のうち別表第1の1の左欄の地区等又は別表第1の2の左欄の区域の区分に応じて各表の右欄に示す基準

（事前協議の対象及び時期）

第3条 市長は、次に掲げる行為を行おうとする者（以下「建築主等」という。）に対し、当該行為の計画（以下「建築計画等」という。）について、市長と事前協議を行うよう指導するものとする。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知が必要な行為
- (2) 別表第1の1の左側の地区等における同表の中欄に掲げる屋外広告物の表示又は掲出物件の設置
- (3) 前2号のほか、景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平

和記念公園周辺地区（A地区、B地区及びD地区に限る。）、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区における平和記念公園、平和大通り又は縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為（景観法第8条第2項第4号口の「景観重要公共施設」の整備に関する事項が定められた施設に係るものを除く。）

2 事前協議は、次に掲げる日の14日前（高さが45メートルを超える建築物又は工作物にあっては、60日前）までに開始するものとする。

(1) 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知が必要な行為にあっては、当該届出又は通知の日

(2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置のうち、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第3条の規定による許可が必要な行為にあっては当該申請の日、その他の行為にあっては行為着手の日

(3) 景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区、B地区及びD地区に限る。）、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区における平和記念公園、平和大通り又は縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為にあっては、行為着手の日

3 第1項の事前協議を行う場合においては、建築主等は、所定の協議書に、別表第2の左欄に掲げる行為の内容に応じて同表の右欄に掲げる図書を添付して提出するものとする。

（高さに関する建築計画等についての事前協議）

第4条 高さの基準を有する地区において、建築物又は工作物の高さ（塔屋等を含む。以下同じ。）が、別図第1又は第2に定める高さの基準を超える場合においては、市長は、建築主等に対し、前条第1項の規定による事前協議に先立ち、建築物又は工作物の基本設計を行おうとするときなどできるだけ早い時期に、建築計画等について市長と事前協議を行うよう指導するものとする。

2 前項の規定による事前協議を行う場合においては、建築主等は、所定の協議書に、景観シミュレーションの結果及び別表第2に定める図書のうち、建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面、当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真、当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面、建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図、当該行為後の建築物又は工作物及び当該建築物又は工作物の周辺の状況を示す図面を添付して提出するものとする。この場合において、当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面については植栽等の外構の記載を、建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図については各部仕上げ等建築物又は工作物の高さに関わりのないものの記載を、それぞれ省略することができるものとする。

（協議等）

第5条 建築主等が、第3条第1項及び前条第1項の事前協議の対象となる行為を行う場合は、第2条に規定する美観形成基準に適合するよう努めるものとする。

2 市長は、第3条第3項の協議書等の提出があった場合においては、建築主等と建築物又は工作物等の美観形成に関する協議を行うものとする。なお、この場合において、別表第1の2の左欄の地区で建築物又は工作物に付帯する屋外広告物又は掲出物件がある場合は、建築物又は工作物に係る協議と併せて当該屋外広告物又は当該掲出物件についても協議を行うものとする。

3 市長は、前項の協議が調った場合においては、速やかに、当該協議に係る所定の協議済証を、建築主等に交付するものとする。

4 市長は、前条第2項の協議書等の提出があった場合においては、建築主等と建築物又は工作物の高さに関する協議を行うものとする。

5 市長は、前項の協議が調った場合においては、速やかに、当該協議に係る所定の協議済証を、建築主等に交付するものとする。

6 第2項及び第4項の協議は、第2条に規定する美観形成基準に基づいて行うものとする。

（広島市景観計画の届出に関する事項）

第6条 市長は、別表第3の左欄に掲げる行為の種類に応じて同表の右欄に掲げる手続が必要なものについては、建築主等に対し、これらの手続の前に、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知を行うよう指導するものとする。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「法施行規則」という。）第1条第3項の規定により、行為の内容に全く変更がない場合に限り、第5条第3項の協議済証の写しを添付することにより、法施行規則第1条第2項又は広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第9条第2項に定める図書の添付を省略できるものとする。

3 第5条第2項の協議が調った場合において、市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、法第18条第1項の規定による行為の着手の制限期間を同条第2項の規定により7日に短縮するものとする。

（その他）

第7条 この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第6条第3項の規定は、平成27年2月5日以降に法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為に着手するものについて適用する。

この要綱の施行に伴い、「建築物等景観協議（一般都市美協議）制度」、「平和大通り沿道建築物等美観形成要綱」、「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」、「西風新都アーバンデザイン推進要綱」、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」及び「縮景園周辺建築物等美観形成要綱」は廃止する。

別表第1の1 (第2条, 第3条第1項関係)

地区等	対象となる屋外広告物又は掲出物件	基準					
		共通事項		屋上広告物等	突き出し看板	窓面広告	
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区	全て	原則, 平和記念公園に面しては屋外広告物を表示しない。	原則, ビル名称等自己看板以外は表示しない。	表示面積及び掲出数は, 必要最小限とする。 けばけばしい色は使用せず, 壁面の色彩との調和を図る。	原則, 屋上広告物は設置しない。搭屋への設置も避け, 壁面を利用するなど建築物等との調和を図る。	原則, テナントビルの突き出し看板は, 敷地内にまとめて共同表示するよう努める。	原則, 窓面広告は表示しない。
平和大通り沿道地区		—					
縮景園周辺地区		原則, 縮景園に面しては屋外広告物を表示しない。					
リバーフロント・シーフロント地区のエリア	対岸からの景観に影響を及ぼすおそれがあるもの	—	河岸から見える場所, 駅前通り, 相生通り, 平和大通り沿いの場所には, 原則, ビル名称等自己看板以外は表示しない。	表示文字・マーク等, デザインの工夫に努める。	塔状の屋外広告物なるべく避け, 建物と一体化したデザインとなるよう, 大きさ, 材質, 色彩などを工夫する。	—	—

備考: この表において, 「リバーフロント・シーフロント地区のエリア」とは, 市街地内の主要河川の区域及び護岸から200m以内の区域で景観計画に示すエリアであるが, ここでは, 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区, 平和大通り沿道地区並びに縮景園周辺地区と重複する部分を除いたエリアとする。

別表第1の2 屋外広告物又は掲出物件の一般基準 (第2条, 第5条第2項関係)

区域	基準
広島市域のうち別表第1の1の左欄に掲げる地区等以外の区域	できる限り最小限の設置個所数及び大きさとする。 文字等のデザイン・色は, ごちゃごちゃしたものやけばけばしいものは避け, 建築物又は工作物との調和に配慮する。 原則, 屋上広告は設けない。 テナント名は, 建築物又は工作物の入り口付近にパネル等により集合表示する。

別表第2 (第3条第3項, 第4条第2項関係)

行為の内容	図書
法第16条第1項若しくは第2項による届出又は同条第5項による通知が必要な行為	(1) 当該行為の種類(建築物に係る行為, 工作物に係る行為, 開発行為等の別)に応じて, 法施行規則第1条第2項又は景観条例第9条第2項に定める図書 (2) 第5条第2項の規定により, 建築物又は工作物に係る協議と併せて屋外広告物又は掲出物件についても協議を行う場合は, 屋外広告物又は掲出物件の図面(大きさ, 色彩等の分かるもの 縮尺50分の1以上) (3) 高さが45メートルを超える建築物又は工作物に係る行為の場合, 景観シミュレーションの結果等の当該行為による都市景観に与える影響の分かるもの
屋外広告物の表示又は掲出物件の設置	(1) 配置図(縮尺200分の1以上) (2) 屋外広告物又は掲出物件の図面(大きさ, 色彩等の分かるもの 縮尺50分の1以上)
景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A地区, B地区及びD地区に限る。), 平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区における平和記念公園, 平和大通り又は縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為	行為の内容を表す図面

別表第3 (第6条第1項関係)

行為の種類	手続	
建築物に係る行為	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請
		第18条第2項の規定による計画通知
工作物に係る行為	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請(工作物)
		第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知(工作物)

開発行為	都市計画法 (昭和43年法律第100号)	第29条第1項又は第2項の規定による許可の申請 第34条の2第1項の規定による協議
土石の採取	採石法 (昭和25年法律第291号)	第33条の規定による認可の申請 第42条の2の規定による協議
	砂利採取法 (昭和43年法律第74号)	第16条の規定による認可の申請 第43条の規定による協議
鉱物の掘採	鉱業法 (昭和25年法律第289号)	第63条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による認可の申請
土地の形質の変更	宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号)	第8条第1項の規定による許可の申請 第11条の規定による協議
屋外における土石の堆積	広島県土砂の適正処理に関する条例 (平成16年広島県条例第1号)	第16条の規定による許可の申請
	広島市土砂堆積等規制条例 (平成16年広島市条例第36号)	第5条の規定による許可の申請
廃棄物等の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	第7条第1項の規定による許可の申請 第14条第1項の規定による許可の申請